⑹　2⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

また、２⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）は、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑺　技術提案書に関するヒアリングを行う。

⑻　詳細は、説明書による。

7　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Design work for the alternate facility for the Parliamentary Museum

⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. October 18, 2018 (by bringing, mail, facsimile, or the E-mail : 6 : 15 P.M. October 18, 2018)

⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. December 11, 2018 (by bringing, mail, facsimile, or the E-mail : 6 : 15 P.M. December 11, 2018)

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Adminisitration Division Government Builidings Department Minister's Secretariat Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―2, Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8918, TEL ＋81―3―5253―8111 (ex. 23153) FAX ＋81―3―5253―1541

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成30年10月５日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

住田　浩典

◎調達機関番号　20　◎所在地番号　13

○第２号

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　環境省新庁舎改修（H30）設計業務（電子入札対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、現日本郵政本社ビルを環境省及び原子力規制庁が入居する庁舎に改修するために必要な以下の内容を行うものである。

・建物改修工事（既存内装、外部建具、設備機器等の撤去・新設）に係る実施設計にあたり必要となる基礎資料の作成

・建物改修工事及び外構整備工事に係る実施設計

⑷　履行期間　契約締結の翌日から平成32年３月30日まで

⑸　本業務は、資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑹　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

２　参加資格

技術提案書の提出者は、以下の⑴に掲げる資格を満たしている単体企業、又は⑵に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

⑴　単体企業

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省大臣官房官庁営繕部における平成29・30年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　国土交通省大臣官房官庁営繕部長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（業務説明書参照）

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑦　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

⑵　設計共同体　２⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者（ただし、⑦の条件は設計共同体の代表者が満たせば良い。）により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月５日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより国土交通省大臣官房官庁営繕部長から環境省新庁舎改修（H30）設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）認定を受けているものであること。また、管理技術者は、設計共同体の代表者の組織に属していること。

３　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　専門分野の技術者資格

⑵　平成15年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績

⑶　平成25年４月１日から平成30年３月31日までに契約履行が完了した「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の成績評価（業務説明書参照）

⑷　表彰の実績　平成25年４月１日から平成30年３月31日までに契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局、地方整備局、事務所長及び内閣府沖縄総合事務局が発注した建築関係の業務の優良業務等表彰または優良技術者等表彰の実績（業務説明書参照）

４　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　専門分野の技術者資格

⑵　平成15年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績

⑶　平成25年４月１日から平成30年３月31日までに契約履行が完了した「業務成績の相互利用機関と適用対象」に示す発注機関毎の「相互利用の適用対象」の成績評価（業務説明書参照）

⑷　表彰の実績　平成25年４月１日から平成30年３月31日までに契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局、地方整備局、事務所長及び内閣府沖縄総合事務局が発注した建築関係の業務の優良業務等表彰または優良技術者等表彰の実績（業務説明書参照）

⑸　ＣＰＤ取得単位の状況

⑹　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、実施方針、技術提案の的確性・独創性・実現性

５　手続等

⑴　担当部局　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－２中央合同庁舎第２号館13階 国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係　電話03―5253―8111㈹（内線23―153） ＦＡＸ03―5253―1541　メールアドレス：hqt-kantyoueizen-keiyaku@ml.mlit.go.jp

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

①　説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成30年10月５日から平成30年12月10日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く、９時00分から17時00分まで。